

審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

【環太平洋大学】

＜教育課程審査＞

- ① 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」として開設されている2科目のシラバスについて、「特別支援教育」が必修科目、「特別支援教育総論」が選択科目とされているが、記載内容からは「特別支援教育総論」の方が特別支援の概要を広く扱っているように思われるため、科目の位置づけを検討すること。

なお、「特別支援教育総論」を必修科目とする場合、シラバスに自立活動が含まれていないため、自立活動に関する内容を追加し、授業計画において明確化すること。

(対応)→	・「特別支援教育総論」を必修科目として設定し、自立活動に関する内容を追加した。(シラバス添付) (p1-2, p47-48, 49)
-------	--

- ② 「障害児教育相談と心理アセスメント」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方を扱う科目として位置づけられているが、シラバスにおいて、教育課程及び指導法に関する内容の取り扱いが少ないように思われるため、授業計画におけるバランスを調整すること。もしくは科目区分を検討すること。

(対応)→	・「障害児教育相談と心理アセスメント」のシラバスについて、内容を見直し、教育課程及び指導法に関する内容を追加して充実させた。(シラバス添付) (p6) ・自立活動の指導のアセスメントの応用や個別の指導計画等に基づく指導の連携等について追記した。(p6)
-------	---

- ③ 「重複障害児教育総論」のシラバスについて、授業計画では重複障害を扱うこととなっているが、授業のテーマ及び到達目標には重複障害に関する表記がないため、関係性を確認すること。

(対応)→	・「重複障害児教育総論」のシラバスについて、授業のテーマ及び到達目標に重複障害に関する表記を追加した。(シラバス添付) (p7)
-------	--

- ④ 「視覚障害児教育論」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方を扱う科目として位置づけられているが、シラバスにおいて、心理・生理・病理に関する内容の取り扱いが少ないように思われるため、授業計画におけるバランスを調整すること。

(対応)→	・「視覚障害児教育論」のシラバスについて、内容を見直し、心理・生理・病理に関する内容を追加して充実させた。（シラバス添付）（p8） ・授業内容として心理・生理・病理の内容が前半で重点的に学修できるよう内容を修正した。（p8）
-------	--

(記入例)

審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

【〇〇大学】

<教育課程審査>

- ① 授業科目「〇〇〇〇」のシラバスについて、〇〇〇など、事項「〇〇〇」に求められる内容を充実させること。

(対応)→	・「〇〇〇〇」のシラバスについて、教職課程コアカリキュラムの1(2)の内容に基づき内容を見直し、〇〇〇について充実させた。(シラバス添付)
-------	---

- ② 授業科目「〇〇基礎論Ⅰ」、「同Ⅱ」の名称について、事項「〇〇〇の指導法」に対応した科目であることが不明瞭であるため、課程認定手引きの科目名称例を参考に、事項の内容を適切に表現した科目名称とすること。

(対応)→	・授業科目の名称を以下の通り修正する。 『〇〇基礎論Ⅰ』→『〇〇の指導法Ⅰ』 『〇〇基礎論Ⅱ』→『〇〇の指導法Ⅱ』
-------	---

- ③ 〇〇学科の定員に対し、「教職に関する科目」の担当専任教員の人数が1名不足しているため、補充を行うこと。

(対応)→	・「〇〇〇〇教員」を専任教員として新たに補充した。
-------	---------------------------

※記載欄が足りない場合は、適宜追加をして記載すること。